

静岡県告示第239号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の②のエの表スルガ銀行株式会社横浜東口支店の項所在地の欄中「西区高島2丁目19番12号」を「中区相生町3丁目56番地1」に改める。

2の③のエの表浜松磐田信用金庫西ヶ崎支店の項所在地の欄中「東区西ヶ崎町95番地の1」を「浜北区小松4410番地の1（小松市店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和元年9月9日から施行する。ただし、2の②のエの表の改正規定による改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和元年9月2日から適用する。